14　株式等の譲渡の対価の受領者の告知制度について、適用対象となる株式等の範囲から農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債を除外することとした。（所得税法施行令第三四四条の二関係）

15　交付金銭等の受領者の告知制度について、適用対象となる金銭等の範囲に、法人の新投資口予約者がその法人の合併によりその法人の新投資口予約権に代えて交付を受ける金銭を加えることとした。（所得税法施行令第三四五条関係）

16　償還金等の支払調書制度について、次の措置を講ずることとした。（所得税法施行令第三五二条の二関係）

(1)　交付を受ける償還金等が支払調書制度の対象となる内国法人の範囲にマンション敷地売却組合を加える。

(2)　適用対象となる償還金等の範囲に、利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものに係る償還金等に代えて、利子が支払われる公社債でその発行価額の額面金額に対する割合が一定の割合以下であるものに係る償還金等を加える。

17　支払調書等の提出の特例について、所轄の税務署長以外の税務署長に調書等の記載事項の提供をしようとする場合における所轄の税務署長への承認申請手続の細目を定めることとした。（所得税法施行令第三五五条関係）

二　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二五年政令第一六五号）の一部改正関係

公社債等の譲渡の対価の受領者の告知に係る本人確認書類の提示について、公社債等の譲渡の対価の支払者が、平成二七年一二月三一日以前に本人確認書類の提示を受けて当該譲渡の対価の受領者の氏名又は名称及び住所その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該帳簿は、当該受領者の本人確認書類の写しを添付した申請書の提出を受けて作成された帳簿とみなして、平成二八年一月一日以後に支払を受ける当該譲渡の対価については、本人確認書類の提示を要しないこととした。（所得税法施行令の一部を改正する政令附則第八条関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（財務省）

1　外国法人に対する法人税

外国法人に対する法人税について、次のとおり定めることとした。

(一)　国内源泉所得

国内にある資産の譲渡により生ずる所得その他の国内源泉所得の範囲の細目を定める。（第一七六条～第一八三条関係）

(二)　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

(1)　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入すべき金額の計算等の細目を定める。（第一八四条関係）

(2)　外国保険会社の恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額の計算等の細目について定める。（第一八七条関係）

(3)　外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本の額の計算方法及び恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額のうち恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入しない金額の計算等の細目について定める。（第一八八条関係）

(4)　外国銀行又は第一種金融商品取引業を行う外国法人が、その有する資本に相当するものに係る負債につき支払う利子のうち恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入する金額の計算等の細目について定める。（第一八九条関係）

(5)　恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価の対象外となる事由及び資産の細目等について定める。（第一九〇条関係）

(三)　外国法人に係る外国税額控除

外国法人の外国税額控除について、国外源泉所得の範囲、控除限度額の計算及び控除の対象とならない外国法人税の額等の細目について定める。（第一九三条～第二〇一条関係）

(四)　還付手続等

所得税額及び中間納付額等の還付の手続等について定める。（第二〇二条～第二〇六条関係）

2　内国法人の外国税額控除について、国外源泉所得の範囲及び控除限度額の計算の細目を定めることとした。（第一四一条の二～第一四六条、第一五〇条、第一五五条の二七～第一五五条の三二、第一五五条の三四及び第一五五条の三五関係）

3　公益法人等の収益事業の範囲について、次の事業を収益事業から除外する措置を廃止した。（第五条関係）

(一)　公益社団法人等が行う児童福祉施設の児童の給食用の輸入脱脂粉乳の販売業

(二)　小規模企業者等設備導入資金助成法の貸与機関が設備貸与事業又は設備資金貸付事業として行う物品販売業、金銭貸付業及び物品貸付業

(三)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が工業再配置等業務及び産炭地域経過業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業

(四)　食品流通構造改善促進機構が食品流通構造改善促進法の認定構造改善事業として行う不動産販売業及び不動産貸付業

(五)　公益社団法人等が独立行政法人年金・健康保健福祉施設整理機構の委託を受けて行う年金福祉施設等の運営又は管理に係る医療保健業

4　寄附金の損金不算入に対する特例制度の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人並びに幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人を加えることとした。（第七七条関係）

5　その信託財産とするために支出した金銭が寄附金の損金不算入に対する特例制度の対象となる寄附金に該当することとされる認定特定公益信託について、その認定の対象に幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成を目的とするものを加えることとした。（第七七条の四関係）

6　留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額の計算について、法人税の額に乗ずる率を一六・三パーセント（改正前二〇・七パーセント）とすることとした。（第一三九条の一〇及び第一五五条の二五関係）

7　地方法人税について、法人税と同様に、利益積立金額に増加又は減少の対象となる金額の計算において、損金の額に算入されない地方法人税の額を減算することとしたほか、所要の整備を行うこととした。（第九条、第九条の二、第一二三条及び第一五五条の四三関係）

8　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇地方法人税法施行令（政令第一三九号）（財務省）

1　外国税額の控除限度額の計算の方法を定めることとした。（第三条関係）

2　連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算の細目を定めることとした。（第四条関係）

3　中間納付額の還付の手続及び還付すべき中間納付額の充当の順序を定めることとした。（第五条及び第六条関係）

4　中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の計算の方法を定めることとした。（第七条及び第九条関係）

5　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例について、還付の特例の対象となる金額等の細目を定めることとした。（第一〇条関係）

6　欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付の通知の方法について定めるほか、所要の規定を設けることとした。（第二条及び第八条関係）

7　この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

◇相続税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四〇号）（財務省）

1　退職手当金等に含まれる給付の範囲に、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法に規定する遺族に対する一時金等を加えることとした。（第一条の三関係）

2　相続税が課されない公益事業を行う者の範囲に、家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業又は認定こども園を設置し、運営する事業を行う者を加えることとした。（第二条関係）